平成２８年（フ）第１８２号
盛岡市西仙北２丁目19番24号　パークサイドスズキＤ―103号
債務者　森　恵美子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桝田　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月20日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５７７号
名古屋市天白区久方１丁目149番地　相生山団地17号棟104号室
債務者　和田　保夫
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　延寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月31日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４７１号
北海道江別市東光町28番地の５　102
債務者　清野　義己
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本井　孝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４４５号
埼玉県所沢市大字上安松794番地の６
債務者　松平　康則
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗山　美香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４９２号
埼玉県川越市三光町38番地１（アクティ川越２号棟204号室）
債務者　米田　　力
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩川　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５４９号
静岡市駿河区西島140―６、住民票上の住所静岡市駿河区中島823番地の13
債務者　前田　瑞江
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒巻　郁雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２０号
北海道旭川市末広１条14丁目２番20号
債務者　武藤　直勝
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８２号
埼玉県富士見市羽沢１丁目12番18号
債務者　高橋　由隆
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塩　　慧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月８日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７３号
北海道岩見沢市日の出南２丁目２番５―101号　市営住宅５号棟101号室
債務者　渡邉　　學
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第７４号
北海道岩見沢市日の出南２丁目２番５―101号　市営住宅５号棟101号室
債務者　渡邉　敬子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　雄則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月３日午後２時５分
5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第４８８号
埼玉県ふじみ野市元福岡１丁目３番18号　和貴ハイム202号
債務者　根本　京子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下永吉純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月22日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成29年２月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１６４１号
札幌市北区篠路８条４丁目４番24号　サンパーク木下201号
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６７６号
札幌市東区東苗穂14条４丁目５番８号
債務者　庄司亜由美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６９１号
札幌市中央区南４条東２丁目７番地４　サウスフォーⅠ208号
債務者　櫻井　　仁
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１号
北海道上川郡清水町南二条西６丁目16番地　清樺団地29号
債務者　鍋山　由紀
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２２号
北海道上川郡清水町南二条西６丁目16番地　清樺団地29号
債務者　鍋山　裕博
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係